

第4章 事例調査結果

1. ヒアリングの方法と質問項目

アンケート調査の結果および調査研究委員会における検討を踏まえ、福祉サービス第三者評価制度の活用や保育に関する情報公開・情報発信について先進的な取組を行っている自治体を対象に、取組の経緯や実施上のポイント、取組による効果等を把握するためのヒアリング調査を実施した。また、保育事業者における取組について好事例を収集し、取組の経緯やポイント、取組による効果等について整理を行った。

■ 調査方法

事例調査の調査対象の選定にあたっては、アンケート調査の結果および調査研究委員会における検討を踏まえ、都道府県2件、市町村4件の計6自治体の調査対象の選定を行った。保育事業者については、調査研究委員会委員が所属する保育事業者を対象として情報収集を行った。

各事例調査の実施概要は、下表のとおりである。

	調査対象	実施概要
自治体	東京都(公益財団法人 東京都福祉保健財団 評価支援室)	調査方法：訪問インタビュー調査 実施日：平成30年1月16日
	愛知県(愛知県福祉サービス第三者評価推進センター)	調査方法：訪問インタビュー調査 実施日：平成30年1月29日
	千葉県船橋市 健康福祉局 子育て支援部 子ども政策課	調査方法：訪問インタビュー調査 実施日：平成30年1月30日
	埼玉県草加市 子ども未来部 保育課	調査方法：訪問インタビュー調査 実施日：平成30年1月19日
	神奈川県横浜市 こども青少年局子育て支援部 保育・教育運営課	調査方法：訪問インタビュー調査 実施日：平成30年1月31日
	長崎県佐世保市 子ども未来部 子ども支援課	調査方法：訪問インタビュー調査 実施日：平成30年1月16日

保育事業者	認定こども園さくら (栃木県栃木市)	調査方法：書面調査
	至誠第二保育園 (東京都日野市)	調査方法：書面調査
	なごみこども園 (静岡県浜松市)	調査方法：書面調査
	社会福祉法人顕真会 (宮崎県宮崎市)	調査方法：書面調査

■ 質問項目

自治体および保育事業者に対する事例調査における質問項目は、それぞれ下表のとおりとした。

自治体	<都道府県向け> ○第三者評価に対する取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 受審促進の経緯 ・ 独自評価項目の有無 ・ 受審結果の取り扱い ・ 受審促進の取組内容 ・ 評価機関に関する状況把握 ・ 第三者評価の効果・課題
	<市町村向け> ○地域への保育に関する情報発信に関する取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 取組の概要 ・ 取組を行うことの効果 ○第三者評価に対する取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 受審促進の経緯 ・ 独自評価項目の有無 ・ 受審結果の取り扱い ・ 受審促進の取組内容 ・ 評価機関に関する状況把握 ・ 第三者評価の効果・課題
保育事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所の概要 ・ 取組の概要 ・ 取組に要する費用、体制 ・ 取組を始めた経緯 ・ 取組のポイント ・ 取組の効果

※上記項目のうち、各調査対象における取組の実施状況に応じ、該当する項目について情報収集を行った。

2. 自治体に対するヒアリング記録

自治体に対するヒアリング記録 (東京都福祉保健財団 評価支援室)

実施日：2018年1月16日

訪問先：東京都福祉保健財団 福祉情報部評価支援室

(1) 保育所等における福祉サービス第三者評価の受審状況

- 東京都における直近2年間の福祉サービス第三者評価（以下、第三者評価とする）の受審状況は以下のとおりである。例年、認可保育所はおおむね30%程度、認証保育所では約40%程度となっている。

サービス種別	平成28年度 評価実施件数	平成28年度 実施率	平成27年度 評価実施件数	平成27年度 実施率
保育所（認可保育所）	750	32.6%	745	34.1%
保育所（公立）	206	23.3%	212	23.2%
保育所（私立）	544	38.3%	533	42.0%
認定こども園	26	23.9%	—	—
認証保育所（A型・B型）	256	39.0%	257	36.7%

注：「実施率」は当該年度4月1日現在の評価対象事業者数に対する、評価実施件数の割合。なお、認定こども園は平成28年度から評価対象となったため、平成27年度の実績はない。

（出典）東京都福祉サービス評価推進機構年次報告（平成28年度版）

- 私立の認可保育所については、事業者に対し運営費補助を行う事業において3年に一度の第三者評価受審を補助要件としているため、ほとんどの保育所が3年に一度以上の受審を行っている。
- 認証保育所については、平成26年までは「地域の保育力強化推進事業」（認証保育所に対し施設60万円の運営費補助において2年に一度の第三者評価の受審を要件）、平成27年度以降は「保育士等キャリアアップ補助金」において3年に一度の受審要件となっている。

(2) 受審促進の取組みについて

(取組みの経緯)

- 東京都は国において第三者評価事業が制度化される以前から同事業に力を入れてきており、独自に評価項目の検討や利用者評価の導入などに取り組んできた。
- 社会福祉法の理念に照らし、都民が事業者と対等の立場に立ってサービスの選択をすることができる環境を整えることが重要であり、利用者の選択に資する情報をそろえるためには、まず多くの事業者が第三者評価を受審してもらうことが必要と考えている。
- そのため、質の高いサービスを提供している施設に対する単独補助事業の要件という形をとり、事業者が第三者評価を受審するきっかけとなるよう、取組みを行っている。

(取組みの内容)

- 施設への運営費補助として、平成 26 年度までは民間社会福祉施設サービス推進費（認可保育所に対する運営費補助）及び「地域の保育力強化推進事業」（認証保育所に対し施設 60 万円の運営費補助）、平成 27 年度以降は「保育士等キャリアアップ補助金」の事業を実施しており、その補助要件として第三者評価の受審を求めている。
- 受審費用補助として上限 60 万円の実費補助を行っている。認可保育所（社会福祉法人等）については「東京都保育サービス推進事業」による東京都からの直接補助、認可保育所（株式会社等、上記以外）や認証保育所、認定こども園については「保育サービス推進事業」および「保育力強化事業」による市区町村からの受審費用の補助（東京都が市区町村に補助）を行っている。
- 次年度からは企業主導型保育施設を含む認可外保育施設にも受審費用補助の枠を広げ、サービスの質向上に取り組む事業者にも活用してもらう予定である。

(3) 独自評価項目について

(独自の取組み内容)

- 東京都第三者評価事業の評価項目は、国のガイドラインを参考にしつつ、全体的に独自に作成したものである。評価項目の視点や考え方は共通しているが、構成も評価のつけ方も異なっている。具体的には、評価項目は「評価項目」とその下位にあたる「標準項目」で構成されており、評価結果は評価項目レベルで a~c などと評価するのではなく、各標準項目レベルで、実施できているか、いないかを評価する。
- 第三者評価の対象サービスについても、幼稚園型を含む認定こども園の評価項目も作成・実施するなど、国よりも幅広いサービスを対象としている。

- 評価項目の作成・改訂にあたっては、都内の事業者も参加しているワーキンググループでそれぞれに検討を行い、評価項目への反映を行っている。認定こども園版を作成する際には、保育所型と幼稚園型の事業者が一堂に会して議論を行った。

(取組みによる効果)

- 上記のように独自の評価項目とすることにより、評価項目レベルで a~c を見せるよりも、細かな部分まで「実施できているか、いないか」の評価結果を明確に示すことができる。事業者に対し、サービスの質の向上に向けて取り組むべき課題を明確に示すことができる点、また、第三者が見た場合に当該施設のどのような点が良く、どのような点が課題なのかが分かりやすいというメリットがある。

(4) 評価機関の状況について

(第三者評価事業者アンケート)

- 第三者評価の受審者を対象とする事業者アンケートを実施しており、その中で事業者側から評価機関をチェックしてもらう設問(例:「評価者は、標準項目の確認を、根拠となる事実に基づいて確認していましたか」、「公表する「評価結果報告書」について納得がいくまで十分に話し合うことができましたか」、「評価の講評内容」は、利用者のサービス選択や事業の透明性の確保といった視点から有効だと思いましたか」など)も盛り込んでいる。あまり多くはないが、たまに評価機関に対する不満(マナーが悪いなど)が寄せられることもある。調査結果の概要は第三者評価サービス評価推進機構の年次報告にも掲載している。
- アンケート調査結果をもとに調査結果の中から全体に共有すべき事項があれば、評価機関向けの研修時に周知するなどしている。

(評価者の育成)

- 評価機関が提出してくる評価結果報告書を見ても、評価機関の質は評価制度が開始された頃に比べると、ずいぶん上がってきていると感じている。施設側が評価機関を選択した結果というより、評価者が研修や実際の評価実施の経験を積み、質が上がってきたことが大きいのではないかと。
- 東京都では、評価者の養成研修とフォローアップ研修を設けており、フォローアップ研修については、共通コースは毎年、専門コースは3年に1回の受講を義務付けている。また、平成25年度より、評価機関に対し、評価者ごとに作成する育成計画の提出を求めている。なお、東京都では評価者は複数の評価機関(主たる評価機関、従たる評価機関)に所属することができるので、評価者が1か所の評価機関に縛られず経験を積みやすい。
- 施設側は、ウェブサイトに掲載している評価機関の情報(評価者の経歴など)を参考にしながら、評価機関を選択しているのではないかと。

(5) 受審結果の取り扱いについて

(評価結果への同意)

- 評価結果を公表する際には、事業者に同意をとることを求めている。施設側の同意が得られず苦労したなどの声を評価機関側から聞くことはあるが、それぞれ事業者との間で話し合いの上、同意に至っているのではないか。
- また、評価機関に対しては、公表する評価結果報告書のほかに、施設側にフィードバックレポートなどの形でフィードバックを行うことを求めているので、その中で評価結果に記載しないような詳細な事項や時には厳しいコメントを伝えていることもあるかもしれない。

(ウェブサイトでの公表)

- 第三者評価サービス推進機構のウェブサイト(とうきょう福祉ナビゲーション)ですべての受審結果を公表しており、検索ページから見たい分野、サービス種類、地域を指定して検索することができる。
- 各施設の評価結果を紹介するページでは、標準項目レベルの評価結果をすぐに一覧表示するのではなく、まず全体の講評、事業者が特に力を入れている取組み、利用者調査の結果概要、サービス分析結果(内容評価項目部分について評価項目レベルで結果概要をまとめたもの)、事業者のコメントを表示し、利用者が理解しやすいよう工夫している。

(6) 第三者評価の効果、課題について

(効果)

- 受審施設からは、第三者評価が自分たちのサービスを振り返り、チェックするきっかけになった、自己評価を行う過程で行う合議により経営層レベルで課題を共有できた、などの声がある。評価結果を次期事業計画の作成に活かしている事業者もいる。
- 一方、「第三者評価を受審するのは運営費補助を受けるため」という義務感で受審がマンネリ化してしまっている施設もある。それでも、利用者の声や職員の本音を把握することは経営層にとって良い機会になる。

(評価結果の公表方法)

- 第三者評価事業の目的として利用者のサービス選択に資する情報を提供することを重視しているが、実際のところ、都民における事業の認知度はまだ高いとは言えず、第三者評価を受けた事業者が自身のサービス向上に取り組むために活用するものという位置づけが強い。
- その理由として考えられる点は、第三者評価の中身が難解で一般の人にとってはなかなか理解しにくいのではないかと、という点である。サービスの質の向上に役立て

たい事業者は評価結果を細かく知りたいと思うが、利用者はもっとシンプルな情報を求めているように思う。

- 第三者評価事業の広報として、事業者向けパンフレットと都民向けチラシを作成し、市区町村や社協などで配布したり、区市町村が開催するイベントにブースを出したりといった活動は予算の範囲内で行っている。ウェブサイトも平成 28 年度にリニューアルし、より利用者が見やすく、検索しやすい形になるよう工夫した。
- 第三者評価事業を現状のままで分かりやすくすることは難しいが、利用者が評価結果を活用しやすいように「評価結果を見るポイント」を提示するということは一案ではないか。膨大な評価結果をそのまま見せるのではなく、例えば、改善に前向きに取り組んでいる姿勢の読み取り方や、他情報提供サービスと比較して見ることを提案するなど、「このように見てみたらどうか」というヒントをまとめるなどである。

(評価項目の改訂)

- 今後の取組として、事業者が作成する事業計画の PDCA サイクルに活かせるものにするために、共通評価項目の「組織マネジメント」部分の評価項目の見直しを検討している。具体的には、項目編成の見直しや、PDCA の見直しを行ったかを確認するなどである。

自治体に対するヒアリング記録 (愛知県福祉サービス第三者評価推進センター)

実施日：2018年1月29日

訪問先：愛知県福祉サービス第三者評価推進センター

(1) 保育所等における福祉サービス第三者評価の受審状況

- 愛知県における直近3年間の福祉サービス第三者評価（以下、第三者評価とする）の受審状況は以下のとおりである。平成29年度は未確定値でもこれまでで一番多い。

サービス種別	平成29年度 評価実施件数	平成28年度 評価実施件数	平成27年度 評価実施件数
保育所（認可保育所）	65	55	45
保育所（公立）	-	15	17
保育所（私立）	-	40	28

注：平成29年度の実績は調査時点。

(出典) 配布資料「愛知県における福祉サービス第三者評価機関別受審実績」

- 愛知県は第三者評価受審数が全国で4番目と多い方である。
- 県内の保育施設は平成29年4月1日時点で公立・私立合計で1,403施設（名古屋市を含む）となっている。幼保連携型の認定こども園も含まれる。
- 国として5年に1度の受審が努力義務として促進されるようになった時には受審数が飛躍的に増えるのではないかと考えたが、そこまでの伸びはなかった。しかし、従前に比べれば受けやすくなったので、徐々に増えていくのではないかと考えている。

(2) 受審促進の取組みについて

(取組みの経緯)

- 平成24年度までは、愛知県の「民間社会福祉施設運営費補助金」として、保育所の第三者評価受審に対する費用面の補助を行っていた。その補助事業がなくなった後は、県域で公的な補助は行っていない。
- 市町村レベルでは、例えば公立園での計画受審を実施している市などはある。そういった市では今後は公定価格の中で補助にあたる費用をみていくことになるだろう。

(取組みの内容)

- 愛知県社会福祉協議会（以下、県社協とする）が発行している広報誌「あいちのふくし」では、第三者評価についての広報を行っている。今度発行する平成 30 年 3 月号では、事業所への受審のお願いとして、受審のメリットや効果などを記事にして発信している。それ以外には、特に受審促進のために実施している取組みはない。

(3) 独自評価項目について

(独自の取組み内容)

- 以前は独自で少し項目を追加したりしていた時期もあったが、平成 26 年 4 月の全部改正の際に、愛知県も全国版のガイドラインに統一していこうという方針になった。そのため、現在は評価項目について独自の取組みは行っていない。
- 国のガイドラインが出されるタイミングに合わせて、基準等委員会に基準策定作業部会を設け、改訂作業を行っている。保育所は平成 28 年度に改正があったため、ガイドラインが出た際に作業部会を設置して検討を行った。基本的にガイドラインに沿っており、項目はまったく同じである。ただ、評価基準の部分で、b 評価を「十分ではない」という否定的な書き方ではなく、「改善の余地がある」という表現にしている。
- 基準等委員会は学識者を中心に構成しているが、実際に見直しの作業を行うのは現場のメンバーも含む作業部会で、基準等委員会の副委員長が作業部会の長を務めている。
- 実習生の受け入れに関する評価項目では、実習生を受け入れることに法人として意味を持たなければならないという趣旨の記述を入れている。
- 標準的な実施方法、公益事業などの分かりにくい部分には解説を加えている。
- こうした評価基準の改訂についての通知は、評価機関に対して行っている。又、ホームページでも公開している。

(取組みによる効果)

- 上記の取組みにより、どのような点が評価しづらいのか、現場とかい離しているのかという意見が現場の先生から出てきて、把握することができる。例えば、事業計画のあたりを公立園でどのように扱っていくのかなどである。

(4) 評価機関の状況について

(受審施設アンケート)

- 評価機関は平成 29 年度で 13 機関あり、評価機関の認証は認証委員会が担っている。

- ホームページ上に評価結果が公開された1ヶ月後以降に受審施設へのアンケート調査を実施している。その中で、これまでの受審回数、受審の満足度、今後の受審意向などに加えて、評価機関や評価調査者への満足度、評価機関の決定理由なども聞いている。アンケートで受審施設側から問題点などが指摘された場合には、推進センターから評価機関に指導をすることもある。

(評価調査者の育成)

- 評価調査者の養成については、5日間の研修で評価の実施方法などの説明をしたり、保育園などの現場で実地研修をしたりしている。その結果を評価コメントとして書いてもらったものを委員が確認し、OKが出れば認定となる。認定については県から推進センターに委託を受けている。
- 各評価機関に所属する評価調査者数は2名～100名規模まで幅がある。

(評価機関の選定)

- 受審にあたりどの評価機関を選ぶかは受審施設が決めるが、事業所から聞かれた場合には保育分野で実績のある評価機関をいくつか案内することはある。基本的には評価機関が営業に回ったり、受審側がインターネット上の情報を集めたりして選定している。
- 受審費用について推進センターは特に参考の基準を示していない。高いところ、安いところとばらつきはある。価格だけで評価機関を選定することは避けてほしいと思っている。

(5) 受審結果の取り扱いについて

(評価結果への同意)

- 受審結果を公表するにあたっては、評価機関と受審事業所の間で同意書を交わし、そのコピーを評価結果報告書と一緒に推進センターに提出してもらうことになっている。ホームページへの掲載時に同意がない状況はほとんどない。4年ほど前に1件だけ事業所と評価機関の間でどうしても合意ができず、受審結果の公表を行わなかったことがあるが、それ以外はすべて公表している。
- 認証委員会の中に苦情対応の職務があるが、そこに持ち込まれたことはない。評価機関と事業所の間で何度もやりとりをし、時間もかけて、最終的に合意に至るよう話し合いを行っている。推進センターで実施している養成研修などの実習でも自己評価をすべてaで出す事業所があったりするので、そのような状況から最終的な評価結果に落としこんでいくのは大変な作業だと思う。そのあたり評価機関の力量である。評価調査者のレベルが事業所側が納得できるものであれば、事業所としても受けた指摘に納得ができる。特に、保育分野では特にその傾向が強いように感じる。

(公表方法)

- 公表する内容としては、施設情報、a b c評価、コメントをすべて公表している。

(6) 第三者評価の効果、課題について

(効果)

- 第三者評価の効果は、やはり事業所側の気付きが大きいと考える。外部からの講評もさることながら、自己評価などの過程で内部で一つひとつ確認を行っていく作業の中で、色々な気付きがあるのではないか。

(課題)

- 評価結果を公表することによって、利用者の選択に資することも一つの目的である。ただし、a b c評価の明確な標準化ができていない中で、a b cのどれかという点よりも、コメントや光る特徴などに着目してほしいと伝えても、どうしてもa b cの数に目が行ってしまいがちで、そこは本来の目的から離れてしまっているように感じる。国は標準化を進めるという方針だが、一朝一夕にできることではなく、なかなか難しい課題である。
- 評価調査者の質の向上も1つの課題である。評価調査者は、一般的な知識だけでなく、評価基準をどれだけ読み込めるかという点、相手の話を丁寧に聞く傾聴の姿勢などのソーシャルワークのような力量も求められる。
- 広報を行っているが、第三者評価の制度自体があまり浸透していない、あまり必要性を感じてもらえなということを感じる。保護者に対し、第三者評価を受けていることで、意気込みのある事業者なのだということがアピールできるような機会が必要だと思う。
- 事業者に対しては、例えば行政監査の緩和などと組み合わせて進めていくことも一案と検討している。

(今後の取組み)

- 現在は受審施設に対して推進センターから受審済証を発行する形になっているが、「愛知県知事からのお墨付き」という形にすることができれば、評価受審の価値が上がり、事業所への動機づけになるのではないかと考えている。
- 県社協50年計画の中で、一般の県民にも分かりやすい形で第三者評価をPRすることを掲げている。例えば、見やすく面白いウェブサイトの工夫など、今後検討を行っていく。利用者への周知が事業者の受審促進にもつながると考えている。

自治体に対するヒアリング記録 (草加市子ども未来部保育課)

実施日：2018年1月19日

訪問先：草加市子ども未来部保育課

(1) 保育所等における福祉サービス第三者評価について

- 保育所等における第三者評価については、現状、埼玉県では第三者評価の受審促進や評価結果の活用等について特段の方針は示されておらず、市レベルでの取組みの難しさを感じている。
- 保育所等が第三者評価を受審しているかどうかは、子ども・子育て支援新制度の確認制度において市が確認を行う際の基準の一つとなっているが、チェックが入っていない場合に施設に対してどこまで求めるべきなのかも曖昧である。
- 市としては、第三者評価よりも目前にある待機児童対策の方を優先せざるをえない。

(2) 地域に向けた情報発信について

(情報発信に取り組み始めた経緯)

- 草加市では、平成27年の子ども・子育て支援新制度の導入時で待機児童数が126名(国基準)と多く、受付窓口での苦情等も増加していたことから、早急な待機児童対策が必要という課題認識があった。
- 特に低年齢の待機児童が深刻であり、また認可施設を新設することは財政負担が大きいため、低年齢を対象とする小規模保育を強化する方針をとり、平成29年4月に10施設を開設した。
- また、小規模保育事業にともなう「3歳の壁」への対応として、平成30年4月より市独自の幼稚園就労支援預かり事業を開始予定である。既存の幼稚園の預かり保育事業は基準が厳しく、幼稚園からなかなか手が挙がらなかったため、市事業として8～18時の預かり保育を利用できるようにした。
- このように保育を必要とする児童の受け皿が拡大している一方で、市民からは「複雑で分かりにくい」、「同じ目線で比較したい」という声が出るようになった。
- そこで、市民が知りたい情報を伝えることと、市の取組みとして保護者に知ってほしい情報を発信することの2つの目的をもって、保育所、幼稚園、小規模保育等の全体を対象に共通のフォーマットで情報をまとめた「情報提供シート」を作成することとした。

(情報提供シートの作成)

- 平成28年12月に庁内の保護者世代の職員や窓口の対応職員などの意見をヒアリングしながら情報提供シートの原案作成を開始した。子育て中の当事者の目線でチェックを入れてもらい、経験者だからこそ気付く、具体的な情報項目（例えば、通園する際に必要な主な持ち物や父母会の情報など）を追加しながら、現在のフォーマットを作成した。
- 現在運用中の情報提供シートでは次のような項目が設けられている。
 - 施設名、設置主体、開設年月日、所在地、最寄りの駅、電話番号
 - 教育方針・特色、1日の流れ、年間行事、休園日
 - 父母会の有無、父母会の会費、役員会の開催回数
 - 施設の規模（建物及び園庭の平米数、駐車場の有無）
 - 年齢別の定員数、職員数、保育時間と特別保育の対応（病児保育、一時保育、休日保育、障害児保育）
 - 給食について（離乳食の実施、給食の実施方法（自園調理の有無）、献立表の有無、アレルギー対応の有無）
 - 保育料以外の保護者負担（主な持ち物、おむつ処理代、特別教育等（水泳教室、体操教室など）、行事等（遠足、お別れ遠足）、損害保険などの負担金の有無）
 - お昼寝について（布団乾燥代の有無、時間、年長児の対応） 等
- 作成したフォーマットへの情報記入をお願いするため、平成29年2月から保育課から園長会や各施設への訪問等による趣旨説明を行い、各施設の記入、校正等をへて9月に平成29年度版が完成した。次年度以降も毎年改訂を予定している。
- 各事業者とは新制度への移行期のやりとりを通じて関係性を築けていたこともあり、記入依頼の説明に回り、理解を得ることができた。認可外施設も、長期的にみて利用者募集につながる、他の園の情報と比較してみると参考になると協力を得ることができた。公立保育所まで必要なのか（同じような内容になる）という声はあったが、全施設分をそろえることを重視した。

(情報提供シートの運用)

- 保護者が保育所等の相談に訪れる保育課窓口や、子育て支援コーディネーター（常駐）近くに子育て関連情報をまとめたスペースを設けており、配架された各施設等のシートを自由に持ち帰ることができるようにしている。また、ホームページにも掲載している。

(待機児童に関する情報)

- 待機児童については、各保育所や各小規模保育事業別において、国基準の待機児童数と申し込み者で、入所できない数の保留児童数を公開しており、子育て情報スポットやホームページで閲覧することができる。

(保護者向け説明会)

- 平成 29 年 7～10 月にかけて保育所や幼稚園の入園希望者を対象とした説明会を 4 回開催した。市の新たな取り組みや入園手続き等を周知することが目的で、平日・土日の開催をあわせて延べ 270 組の保護者の参加があった。
- 説明会では、保育所等と幼稚園の利用要件や特色、関連する事業などを総合的に整理して説明を行ったり、情報提供シートを設置し、自由に持ち帰りができるようにしたりした。

(情報発信の効果)

- 説明会後の保護者へのアンケートで、とても分かりやすかった、選択肢を広げてみようと思った、市の積極的な取り組み姿勢が伝わったなどの声があり、とても好評だった。
- 各園に同じ様式で作成してもらったことで、特に民間園の保育料以外に必要な経費が明確になり、民間園同士でも比較検討できるようになった。
- 庁内においても、80 を超える施設の情報を細かく入手、比較できるようになり、窓口対応や相談等に便利でよいという反応があった。また、全施設をこまめに訪問することは難しい中で、保育施設での事故防止のための気付きを得ることにつながればと考えている。
- また、私立幼稚園などの直接の市の管理下でない施設の情報を把握できるようになった。
- 市の取り組みが待機児童対策として実際に効果を上げたかは平成 30 年度の結果が判明するまで分からないが、感覚的には申込数が増えていないように感じている。

(情報発信の課題)

- 情報提供シートの作成は全施設との連絡調整が必要であり、職員の事務的に大きな負担ではあった。また、民間園の中には細かい情報を出すことに抵抗感がある施設もあり、理解を得ることに苦労した。
- また、初年度だったこともあり、情報提供シートの内容の濃さに施設間でかなりばらつきが出てしまっており、情報が少ない施設に丁寧に説明し、理解を得ていくことが今後の課題である。

自治体に対するヒアリング記録 (船橋市健康福祉局子育て支援部子ども政策課)

実施日：2018年1月30日

訪問先：船橋市健康福祉局子育て支援部子ども政策課

(1) 保育所等における福祉サービス第三者評価の受審状況

- 努力義務化されたが、費用がかかる等の事情もあるため、個別の施設の判断にゆだねている。
- 公立の認可保育所については、第三者評価の受審について検討中である。
- 私立保育所等の第三者評価の受審料に対して、市独自の補助は設けていない。

(2) 地域に向けた情報発信について

(情報発信に取り組み始めた経緯)

- 船橋市は保育所数が多いため、保育所申し込みに当たっての最低限の基本的情報を提供すべく冊子やHPにおいて情報提供しているが、基本は保護者に保育所に足を運んでもらい、保育所の雰囲気や保育内容等を自身で確認してほしい。

(HPでの情報提供)

- 私立保育所については、HPがあるところは市のHPにリンクを貼っている。
- 原発事故後、安心・安全をよりきめ細かく確認するため、定期的に空間放射線量を測定し、HPに掲載している。
- 認証保育所については、一定の質は担保されているが、各保育所が発信している情報量はまちまちであるため、HPでは一覧の掲載にとどめている。ただし、市ではより詳しい情報を各保育所より集めており、本庁の窓口では、より詳しい情報を閲覧可能にしている。
- 認証保育所の入所可能人数についても毎月情報収集し、認可園以外の利用案内に役立てているが、HPには掲載していない。

(冊子での情報提供)

- 10年以上前に、保護者や関係機関等からの意見を取り入れながら、子育てに関する各種情報を一元化した「ふなばし子育てナビゲーション」を作成し始めた。
- 保護者目線でのほしい情報を一元的に取りまとめたものとなっており、保育所等については、下記の項目を施設から情報収集し、掲載している。

- 所在地、連絡先、HP の URL、保育方針、特に力を入れている保育内容、地域交流
- 概要（受入年齢、定員、開所時間（平日・土曜日）、一時預かり、休日保育）
- 生活面（給食・弁当、アレルギー対応、主な行事、発達・育児相談、ユニークな活動または希望制のもの）
- 準備品（制服、指定品、布団、布団カバー、タオルケット、おむつ）
- 毎年 3 月時点の情報を収集し、6 月頃に発行され、母子健康手帳交付者やその他希望者に配付している。
- 「ふなばし子育てナビゲーション」とは別途、保育所利用希望者向けに、毎年 10 月 1 日時点の情報で「船橋市保育施設のご案内」を発行している。
- 私立保育所については、下記項目について掲載している。
 - 法人名、地域、所在地、連絡先、HP の URL、定員、受け入れ年齢
 - 保育目標、開所時間（平日・土曜日）、保育標準時間、保育短時間
 - 通園バスの運行、送迎時駐車場、制服、アレルギー対応、事前見学、土曜共同保育
 - 保育所提供の画像、案内図

（保育コンシェルジュについて）

- 現在本庁にコンシェルジュ 3 人を配置している。これまで利用調整等の入所事務に関して非常勤で勤務していた者をお願いしている。
- 主な質問事項は利用申請に関わること、家の近くにある保育所の紹介、入りたいと思う保育所の入所可能性（待機児童数や待機者の中での順位等）についてのことである。そのほか、公立・私立の違いについての問い合わせもある。

（その他）

- 船橋市内でも、企業主導型保育事業を行う施設がいくつかできている。市民からの問い合わせもあるので、可能な限り情報収集し、地域枠のある保育施設については A4 1 枚のチラシを作成し、市民に対して情報提供している。

（情報発信の課題）

- 私立保育所についてリンクを貼りたくとも HP を持っていなかったり、あってもリンク先の情報が古いこともある。
- 現在園に勤務している保育士数については人数も変動するものであるため、对外発信していない。
- 特に認証保育所等、日々情報が変わるので、行政が統一的に情報発信していくのは非常に難しい。

- 行政に対してのみ問い合わせを行い、入所後にこんなはずではなかったと思い入所辞退や退園する人もいる。そのため、行政だけが詳細な情報を発信すればいいというわけではなく、保護者自身の目で保育所を見てもらうことが重要だと考えている。

自治体に対するヒアリング記録 (横浜市こども青少年局子育て支援部)

実施日：2018年1月31日

訪問先：横浜市こども青少年局子育て支援部

(1) 保育所等における福祉サービス第三者評価

(第三者評価の受審促進の仕組みについて)

- 平成25年度に「横浜市における保育所の業務の質の評価に関する要綱」を制定し、市内の認可保育所については毎年の自己評価と5年に一度の第三者評価の受審を義務化した。
- 待機児童解消に向け、横浜市では保育施設を増やしており、質の担保が重要になっている。
- この義務化に伴い、平成17年度には30施設であった第三者評価の受審施設数も平成25年度には80施設ほどに増えた。
- 5年に1回義務付けられた第三者評価にあたっては、国費による補助とあわせて、60万円までを上限として受審費用の補助を行っている。
- 60万円を上限とする補助金とセットでの義務化制度の導入のため、義務付けられた側の保育所から特に反対のご意見はなかった。
- なお、受審促進のために市では毎年、保育施設職員に対して第三者評価の意義を理解するための研修会を毎年開催している。(別途、かながわ福祉サービス推進機構でも研修を実施)

(第三者評価の実際について)

- 横浜市では、福祉サービスの第三者評価について保育分野でも平成16年度から独自項目を設けてきた。保育施設の数が多いため、市が独自に定めた同一の尺度で施設を評価することができるようにするためである。
- 評価機関に対しては、横浜市での第三者評価を実施するには、市が行う研修を受けている調査員が2名以上いること等の規定を設けている。
- 第三者評価結果については、施設と評価機関で話し合いをした後、市に提出してもらい、内容の確認を経てよこはま福祉ナビという市のHPに掲載している。この第三者評価結果は市のHPに掲載された保育所一覧ともリンクがはられている。

- 評価を受けた施設からは、評価機関から良い所について評価を受けたり、アドバイスをもらうことにより、新たな気づきが得られたり、視野が広がったり、職員に共通認識が広がったという声が上がっている。

(その他)

- 認可保育所以外では、横浜保育室にも独自評価項目が設定されているが、第三者評価の受審に対して費用補助はなく、受審自体も努力義務となっている。横浜保育室で受審している施設は株式会社立の保育施設が多い。
- 現時点で、こども園には受審の義務はない。また認可外保育施設に対しても市として義務化する意向はない
- 保育所は閉鎖的な空間で、中で提供されているサービスも利用者以外に対しては分かりにくい。第三者評価機関のような外部の人が入ることによって保育を客観的に捉えることができる。いろいろな人にいろいろな視点で保育を見てもらうことが必要であり、そこにいる職員たちは第三者評価をうけ、意識付けをされる中で自分たちの保育を語るができるようにすることが重要である。

(2) 地域に向けた情報発信について

(HP での情報提供)

- 保育所一覧等は市全体のHPに掲載されていると同時に、各区のHPにも掲載され、詳細情報は各区で考え、情報発信する等、複数のルートで情報発信している。
- 特に、私立保育所については情報発信に差があるため、市で情報発信にも努めている。
- 利用者からは各施設の基礎情報を求める声が聞かれるが、実際には保護者自身で各施設に行ってみることを進めている。

(保育・教育コンシェルジュによる情報提供)

- コンシェルジュは各区に配置されており、HPに掲載されている以上の情報を持って、情報提供している。待機児童が多く、保育施設も限られている中、より多くの人に保育施設の利用がいきわたるよう、保護者の状況に合わせて、小規模保育事業の選択肢も提示している。

(地域住民に向けた情報発信)

- 公立保育所については、各保育所単位で自治会等とのつながりを持っており、地域と交流している。そうしたことが地域に向けての情報発信につながっていると思われる。

自治体に対するヒアリング記録 (佐世保市子ども未来部子ども支援課)

実施日：2018年1月16日

訪問先：佐世保市子ども未来部子ども支援課

(1) 佐世保市の概況

- 認可保育所 公立：3カ所、民間：56カ所、 認定こども園 民間：32カ所、認可外保育施設：12カ所（市町村合併の折に公立保育所の民営化を推進、認定こども園の多くは幼稚園からの移管、近年保育所もこども園に移管しつつある）
- 待機児童数：0人（4月1日時点、年度後半に向けて待機児童は増え、100人ぐらいいはなる）

(2) 保育所等における福祉サービス第三者評価

(佐世保市の第三者評価の取組み)

- 第三者評価は保育施設の自主性によって取組み、それを受審すること自体が保育施設間での差別化になるため、行政として特段受審を推奨してはいない。
- そうはいつでも公立の認可保育所については取り組んでおいたほうがよいであろうということで、平成26年度に3カ所全てが受審している。

(3) 地域に向けた情報発信について

(佐世保市の地域への情報発信の現状)

- HP やチラシにて、保育施設等に関して一覧化し、所在地、対象児童年齢、開所時間、一時保育の有無、障がい児保育の実施の有無、給食の提供状況（認定こども園について）等に関する情報提供をしている。これらは、市から各施設に情報収集して整理したものを表示している。より細かい内容（備品の費用等）については、各施設に同意を取ってからではないと掲載できないため、現時点ではそこまで踏み込んだ内容の情報提供はしていない。
- 保育施設の空き情報については、月1回、保育所の受け入れ児童数が確定した情報をもって、一覧化し、施設別・年齢別の定員充足状況を公開している。（保育士が不足しているため、児童数が定員に満たない施設もあるが、そこについては特段記載を分けていない）

- 一時保育等については、空き情報のニーズもあるが、日々で状況が変わるので、各施設に問い合わせさせていただくよう促している。
- 地図情報とリンクして保育施設の所在地等をHP上で表示するのは、市全体のシステムの中で他の分野も含めて活用できるシステムとしてあったため、それを活用し、保育施設系のレイヤーを作成して表示した。(ただし、情報の更新ができておらず、2年ほど前の情報となっている)
- 以前、子育て中の母親・父親の意見を聞く場があり、その中で、市からの情報提供については「最後は全て各施設にお問い合わせを」となってしまう歯がゆいところがあるという意見が寄せられており、情報の検索性が課題と感じている。
- そのため、今年度、自前ではあるが、子育て支援関係の情報についてのHPの改修を実施する予定で、近日中に公開予定である。

(保育コンシェルジュについて)

- 平成27年度から計画期間となる子ども子育て支援計画作成時に、保育コンシェルジュの導入を予定し、平成27年度から活動を開始させた。
- 佐世保市では市外からの転入者からの問い合わせ等もあると想定し、そのような相談対応ができる体制が必要ではと考え、導入を検討した。
- 保育コンシェルジュの導入に当たっては、既存の導入自治体である武蔵野市等に視察に行き、どのような職種(保育士もしくは行政職?)が担うのが良いのか、どのような情報を収集・提供しているのか等について、事前に情報収集をした。
- その結果、佐世保市では、子育て支援分野での経験が長い市職員が退職するにともない、その方1名を常勤で雇い上げ、保育コンシェルジュとして、電話相談や予約来所による住民からの相談に対応をすることとなった。
- 年間での相談件数は約700件で、うち大半が市内在住で新規に入所等を希望する保護者からの保育所入所手続き等の問い合わせで約300件となっている。
- 佐世保市は4月1日時点の待機児童数は0人であるため、保護者の間に「保活」に対してそれほど切迫感がないのかもしれない。
- 保育コンシェルジュによる情報提供に際し、市では年初に各保育施設より、統一のフォーマット(HP掲載情報よりは豊富)で情報収集し、問い合わせ内容に応じて対応している。(別添参照・こちらの情報はHPでの提供はしていない)
- 市民からの問い合わせは、保育コンシェルジュで分からないことは各施設に直接電話や見学等で情報収集していただくよう促している。

(情報発信の課題)

- どの方向から見ても、網羅的にタイムリーな情報発信をしていくことは課題であると感じている。

- 保育コンシェルジュの利用が進んだり、市のHP上の情報提供が分かりやすくなることにより、住民からの直接の電話問い合わせ等が減り、職員対応というところでの負担が軽減されることを期待している。

3. ヒアリングに関する考察

(1) 保育所等における福祉サービス第三者評価の受審状況について

ヒアリングを行った6自治体を比較すると、独自の受審促進の仕組みを作っている自治体は受審率が高く、そのような取り組みがない場合には、受審率が低い。以下、その特徴を整理する。

①独自に受審促進の取り組みを行っている自治体

受審促進に積極的に取り組んでいる自治体は、東京都と横浜市である。横浜市は市内の認可保育所について毎年の自己評価と5年に1度の第三者評価の受審を義務化している。東京都は、運営費補助を行う別事業において3年に1度の受審を補助要件としているため、ほとんどの保育所は3年に1度以上の受審を行っている。

受審促進の取り組みを行っている理由として横浜市は保育施設の増加にともなう質の担保を図るためとし、東京都は都民が事業者と対等の立場に立ってサービスの選択をすることができる環境を整える視点から、利用者の選択に資する情報を得るためとしている。

東京都・横浜市はいずれも、国のガイドラインを踏まえた上で、独自の評価項目を作成している。また、範囲として、横浜市は横浜保育室も受審しているところがある。費用補助はなく努力義務であるが、株式会社立が受審している。東京都は幼稚園型を含む認定こども園も対象としている。

受審の成果について、横浜市は、評価機関から良い所について評価を受けたりアドバイスをもらうことにより、新たな気づきが得られる、視野が広がる、職員に共通認識が広がる、という受審施設からの声をあげている。また、保育所は閉鎖的な空間で、提供されているサービスも利用者以外に対して分かりにくい。第三者評価機関のような外部の人が入ることによって保育を客観的に捉えることができる。いろいろな人にいろいろな視点で保育を見てもらうことが必要であり、職員たちは第三者評価を受け、意識付けをすることを通して自分たちの保育をみなに語るができるようにすることが重要であると考えている。東京都は、第三者評価が自分たちのサービスを振り返り、チェックするきっかけになった、自己評価を行う過程で行う会議により経営層レベルで課題を共有できたという施設の意見をあげている。評価結果を次期事業計画の作成に活かしている事業者もいる。一方で、課題として、「第三者評価を受審するのは運営費補助を受けるため」という義務感で受審がマンネリ化してしまっている施設もある。それでも、利用者の声や職員の本音を把握することは経営層にとって良い機会になると考えている。

②過去に独自の取り組みを行っていたが、現在は行っていない自治体

愛知県は、受審数が全国で4番目と多い。

平成24年度までは「民間社会福祉施設運営費補助金」として、保育所の第三者評価受審に対する費用面の補助を行っていたが、その補助事業終了後は、県としての補助は行っていない。市町村レベルでは、公立園での計画受審を実施している市などがある。愛知県社会福祉協議会が発行している広報誌で第三者評価についての広報を行っており、受審のメリットや効果などを記事にして発信している。独自で少し項目を追加したりしていた時期もあったが、平成26年4月の全部改正の際に、全国版ガイドラインに統一した。

第三者評価の効果は、事業所側の気付きが大きいと考えている。外部からの講評もさることながら、自己評価などの内部での確認作業の中で、気付きがあるとする。評価結果を公表することによって、利用者の選択に資することも1つの目的である。ただし、コメントや光る特徴などに着目してほしいと伝えても、どうしてもABCの数に目がいきまがちながちで、そこは本来の目的から離れてしまっているように感じる。国は標準化を進めるという方針だが、一朝一夕にできることではなく、課題である。また評価調査者の質の向上も課題である。

第三者評価の制度自体があまり浸透していない、あまり必要性を感じてもらえないということを感じる。保護者に対し、第三者評価を受けていることで、意気込みのある事業者なのだということがアピールできるような機会が必要だと思う。利用者への周知が事業者の受審促進にもつながると考えている。事業者に対しては、行政監査の緩和などと組み合わせることも一案として検討している。県からの「お墨付き」という形にすることができれば、評価受審の価値が上がり、事業所への動機づけになるのではないかと考えている。

③独自の取り組みを行っていない自治体

船橋市は、費用がかかる等の事情もあるため、個別の施設の判断にゆだねている。公立の認可保育所については、第三者評価の受審について検討中であるが、私立保育所等の第三者評価の受審料に対して、市独自の補助は設けていない。

草加市は、埼玉県から第三者評価の受審促進や評価結果の活用等について特段の方針が示されていないことから、市レベルでの取り組みの難しさを感じている。保育所等が第三者評価を受審しているかどうかは、子ども・子育て支援新制度の確認制度において市が確認を行う際の基準の一つとなっているが、チェックが入っていない場合に施設に対してどこまで求めるべきなのかも曖昧である。市としては、第三者評価よりも目前にある待機児童対策の方を優先せざるを得ない。

佐世保市は、第三者評価は保育施設の自主性によって取組み、それを受審すること自体が保育施設間での差別化になるため、行政として特段受審を推奨してはいない。ただし、公立の認可保育所については、平成26年度に3か所全てが受審している。

(2) 地域に向けた情報発信について

①HPでの情報提供

横浜市は、市とのHPに保育所一覧等を掲載し、詳細情報は各区で考え、情報発信する等、複数のルートで情報発信している。特に、私立保育所については情報発信に差があるため、市で情報発信にも努めている。利用者からは各施設の基礎情報を求める声が聞かれるが、実際には保護者自身で各施設に行ってみることを進めている。

船橋市は、HPがある私立保育所は、市のHPにリンクを貼っている。原発事故後、安心・安全をよりきめ細かく確認するため、定期的に空間放射線量を測定し、HPに掲載している。認証保育所については、情報量がまちまちであるため、HPでは一覧の掲載にとどめ、本庁の窓口で、より詳しい情報を閲覧可能にしている。認証保育所の入所可能人数についても毎月情報収集し、認可園以外の利用案内に役立てているが、HPには掲載していない。

草加市は、国基準の待機児童数と申し込み者（草加市基準）で、入所できない数の待機児童保留児童数を公開しており、これを子育て情報スポットやホームページで閲覧することができる。

佐世保市は、HPやチラシにて、保育施設等に関して一覧化し、所在地、対象児童年齢、開所時間、一時保育の有無、障がい児保育の実施の有無、給食の提供状況（認定こども園について）等に関する情報提供をしている。保育施設の空き情報については、月1回、保育所の受け入れ児童数が確定した情報をもって、一覧化し、施設別・年齢別の定員充足状況を公開している。一時保育等については、空き情報のニーズもあるが、日々、状況が変わるので、各施設に問い合わせをいただくよう促している。地図情報とリンクして保育施設の所在地等をHP上で表示している。以前、子育て中の母親・父親の意見を聞く場があり、その中で、市からの情報提供については「最後は全て各施設にお問い合わせを」となってしまう歯がゆいところがあるという意見が寄せられており、情報の検索性が課題と感じている。そのため、今年度、自前ではあるが、子育て支援関係の情報についてのHPの改修を実施する予定で、近日中に公開予定である。

②保育・教育コンシェルジュによる情報提供

横浜市は、コンシェルジュが各区に配置されており、HPに掲載されている以上の情報を持って、情報提供している。待機児童が多く、保育施設も限られている中、よ

り多くの人に保育施設の利用がいきわたるよう、保護者の状況に合わせて、小規模保育事業の選択肢も提示している。

船橋市は、本庁にコンシェルジュ3人を配置している。利用調整等の入所事務に関する非常勤が行っている。主な質問事項は、利用申請に関わること、家の近くにある保育所の紹介、入りたいと思う保育所の入所可能性（待機児童数や待機者の中での順位等）についてである。そのほか、公立・私立の違いについての問い合わせもある。

佐世保市は、転入者からの問い合わせ等に対応できる体制が必要と考え、平成27年度から保育コンシェルジュを導入した。既に導入していた武蔵野市等を視察し、保育士もしくは行政職かという担当職種、どのような情報を収集・提供しているのか等について、情報収集をした。その結果、佐世保市では、子育て支援分野での経験が長い市職員が退職するにともない、その方1名を常勤で雇用し、保育コンシェルジュとして、電話相談や予約来所による住民からの相談に対応をすることとした。年間での相談件数は約700件で、うち約300件が市内在住で新規に入所等を希望する保護者からの保育所入所手続き等の問い合わせとなっている。佐世保市は4月1日時点の待機児童数は0人であるため、保護者の間に「保活」に対してそれほど切迫感がないのかもしれない。保育コンシェルジュによる情報提供に際し、市では年初に各保育施設より、統一のフォーマットで情報収集し、問い合わせ内容に応じて対応している。市民からの問い合わせは、保育コンシェルジュで分からないことは各施設に直接電話や見学等で情報収集していただくよう促している。情報発信の課題は、どの方向から見ても、網羅的にタイムリーな情報発信をしていくことである。保育コンシェルジュの利用が進み、市のHP上の情報提供が分かりやすくなることにより、住民からの直接の電話問い合わせ等が減り、職員対応の負担が軽減されることを期待している。

③冊子・情報提供シートによる情報提供

船橋市は、10年以上前に、保護者や関係機関等からの意見を取り入れながら、子育てに関する各種情報を一元化した「ふなばし子育てナビゲーション」を作成し始めた。保護者目線でのほしい情報を一元的に取りまとめたものとなっており、保育所等については、施設から情報収集し、掲載している。6月頃に発行され、母子健康手帳交付者やその他希望者に配付している。また、「ふなばし子育てナビゲーション」とは別途、保育所利用希望者向けに、毎年10月1日時点の情報で「船橋市保育施設のご案内」を発行している。

草加市は情報提供シートを作成している。待機児童数が多く、受付窓口での苦情等も増加していたことから、早急な待機児童対策が必要との課題認識があった。特に低年齢の待機児童が深刻であり、認可施設を新設することは財政負担が大きいため、低年齢を対象とする小規模保育を強化する方針をとり、平成29年4月に10施設が開

設した。小規模保育事業にともなう「3歳の壁」への対応として、平成30年4月より市独自の幼稚園就労支援預かり事業を開始予定である。既存の幼稚園の預かり保育事業は基準が厳しく、幼稚園からなかなか手が挙がらなかったため、市事業として8～18時の預かり保育を利用できるようにした。このように保育を必要とする児童の受け皿が拡大する一方で、市民からは「複雑で分かりにくい」「同じ目線で比較したい」という声が上がらなくなった。そこで、市民が知りたい情報を伝えることと、市の取組みとして保護者に知ってほしい情報を発信することの2つの目的をもって、保育所、幼稚園、小規模保育等の全体を対象に共通のフォーマットで情報をまとめた「情報提供シート」を作成することとした。平成28年12月に市内の保護者世代の職員や窓口の対応職員などの意見をヒアリングしながら情報提供シートの原案作成を開始した。子育て中の当事者の目線でチェックを入れてもらい、経験者だからこそ気付く、具体的な情報項目（例えば、通園する際に必要な主な持ち物や父母会の情報など）を追加しながら、現在のフォーマットを作成した。各事業者とは新制度への移行期のやりとりを通じて関係が形成されていたことから、記入依頼の説明に回ることで理解を得ることができた。認可外施設も、長期的にみて利用者募集につながる、他の園の情報と比較してみることが参考になる、と協力を得ることができた。公立保育所は同じような内容になるので必要なかという声はあったが、全施設分をそろえることを重視した。保護者が保育所等の相談に訪れる保育課窓口や、子育て支援コーディネーター（常駐）近くに子育て関連情報をまとめたスペースを設けており、配架された各施設等のシートを自由に持ち帰ることができるようにしている。また、ホームページにも掲載している。

④地域住民に向けた直接的な情報発信

横浜市は、公立保育所については、各保育所単位で自治会等とのつながりを持っており、地域と交流している。そうしたことが地域に向けての情報発信につながっている。

船橋市は、企業主導型保育事業を行う施設がいくつかでき、市民からの問い合わせもあるので、可能な限り情報収集し、地域枠のある施設についてはチラシを作成し、市民に対して情報提供している。

草加市は、平成29年7～10月にかけて保育所や幼稚園の入園希望者を対象とした説明会を4回開催した。市の新たな取組みや入園手続き等を周知することが目的で、平日・土日の開催をあわせて延べ270組の保護者の参加があった。説明会では、保育所等と幼稚園の利用要件や特色、関連する事業などを総合的に整理して説明を行ない、また情報提供シートを自由に持ち帰りできるようにした。

⑤情報発信の効果と課題

情報発信の効果として、草加市は、説明会後の保護者へのアンケートで、とても分かりやすかった、選択肢を広げてみようと思った、市の積極的な取り組み姿勢が伝わったなどの声があり、好評だった。同じ様式で各園の情報提供シートを作成したことで、特に民間園の保育料以外に必要な経費が明確になり、民間園同士でも比較検討できるようになった。庁内においても、80を超える施設の情報を細かく入手、比較できるようになり、窓口対応や相談等に便利でよいという反応があった。全施設をこまめに訪問することは難しい中で、保育施設での事故防止のための気付きを得ることにつながればと考えている。また、私立幼稚園などの直接の市の管理下でない施設の情報を把握できるようになった。市の取り組みが待機児童対策として実際に効果を上げたかは平成30年度の結果が判明するまで分からないが、感覚的には申込数が増えているように感じている。

一方で、情報発信の課題として、下記が挙げられた。

草加市は、情報提供シートの作成は全施設との連絡調整が必要であり、職員の体力や事務的に大きな負担であったことをあげている。また、民間園の中には細かい情報を出すことに抵抗感がある施設もあり、理解を得ることに苦労した。初年度だったこともあり、情報提供シートの内容の濃さに施設間でかなりばらつきが出てしまっており、情報が少ない施設に丁寧に説明し、理解を得ていくことが今後の課題である。

船橋市は、私立保育所についてリンクを貼りたくともHPを持っていなかったり、リンク先の情報が古いことをあげている。現在園に勤務している保育士数については人数も変動するものであるため、对外発信していない。特に認証保育所等は日々情報が変わるので、行政が統一的に情報発信していくことは難しい。行政に対してのみ問い合わせを行い、入所後にこんなはずではなかったと思い入所辞退や退園する人もいる。そのため、行政だけが詳細な情報を発信すればいいというわけではなく、保護者自身の目で保育所を見てもらうことが重要だと考えている。

4. 保育施設の取組事例

こども園さくら
(栃木県栃木市)

園の情報公開・発信について

取組をはじめた経緯

子ども子育て支援法が施行され、基本となる計画が市町村となり社会福祉施設、児童福祉施設においてより地域の実情に合わせた運営を求められるようになった。実情に合わせるために必要な事は、どのように情報を収集し、整理し、活用するのかということになると思う。情報を収集するためには、情報をどのように公開し意見をいただくか、何を公開し、何を非公開とするのかという分類分けが必要だと考え、ホームページ、クローズド SNS、園児管理アプリなどの活用を始めた。

取 組 概 要

・ホームページ

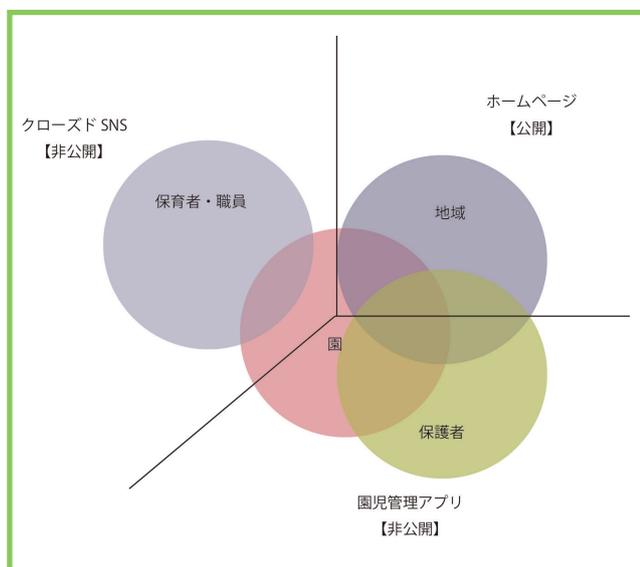
日々の保育を各家庭が閲覧できるウェブサイトを構築し、保護者の閲覧する習慣を促し、避難情報・防災・天災等による保育時間の変更などにも対応する。

・クローズド SNS

トークノートというクローズド SNS を職員間で導入し、紙ベースの保育日誌を廃止し、職員間の情報の共有（アレルギー・家庭情報・出席関係など）し、職員間で園児に関する情報を遅滞なく管理することなどに対応する。その他、園児管理ソフトを利用し、園児の個人情報などを管理、共有。

・園児管理アプリ

取り組み図



キッズリーという園児管理アプリを園と保護者間で導入し、日々の出欠席の連絡、個人情報などの共有し、園と保護者間での高い信頼関係を構築し、保育理念などの浸透などに対応する。

その他

- ・入園のしおり（重要事項説明書）
- ・園だより
- ・保育参観時に子どもたちの様子を写真・動画などで説明（年3回）
- ・育児講演会
- ・保育、教育関係映画会（年3回）

取組のポイント

情報の公開と非公開を分ける事により地域・保護者・保育者からの情報の管理（収集と発信）を明確にする。

取組に要する費用・体制

ホームページ：制作はオリジナル、管理費用 5,000 円/月程度

クローズド SNS：10,000 円/月（管理費含む）

園児管理アプリ：基本無料

園児管理ソフト：オリジナル（ソフト費用 38,000 円）

取組の効果

情報の統制管理を行うことにより、職員間の情報の共有が安易になった。それに伴い職員研修・会議の在り方も抜本的に改善し、勤務態勢にも良い影響が出ている。保護者間においても口頭では言いづらい内容等が把握しやすくなり、言葉の行き違い態度などによる、意図が伝わりづらいなどの問題も解消される部分がみられる。

問題点としては、写真・動画などを園側で管理する上での「同意書」特に個人情報に関する同意を別に設けるなどの手間がある。

保育所概要<平成 29 年 10 月時点>

定員：315 人（乳児：20 人、幼児：235 人） 在籍児数：288 人（乳児：18 人、
幼児：197 人）

職員数：51 人

保育まつりを市内保育所と共同で開催 市民に保育園の良さを伝えていく取組

取組をはじめた経緯

当保育園の情報発信に関しては大きく2つの柱に分けることが出来ます。

- ①保育所として、法人としての個別の取組み
- ②市内保育所協働の取組み、行政等主催の行事に相乗りで実施する取組み

当保育園は昭和34年に至誠保育園(隣接立川市)の姉妹園として、現在地に借地して開設したので、創設当時、地域に受け入れられる保育園になるために地域センター的な活動ができるよう工夫をしました。例えば、町内会の集会場所提供、テレビ室の夜間開放、調理講習、園庭開放、学童教室。就労支援のために授産室運営等です。これらを利用していただくことにより保育園を知っていただくということです。

保育に関しては、幼稚園と同等以上の質の高い保育、栄養面に配慮した完全給食の取組みをし、それを保護者に「見える化」する工夫をしていました。

市内保育園との連携や、行政担当者に対しても情報を開示し協調する工夫をしました。

現在の情報発信の取組みのほとんどはこの延長線上にあり、制度や行政指導、社会・地域環境の変化に合わせて柔軟に対応してきました。

取 組 概 要

1. 保育所として、法人としての個別の取組み

- (1)利用者に安心感をもっていただくための、保育所保育指針及びモンテッソーリ教育を導入した保育内容、給食内容の見える化・参観。ランチルームでの会食。
- (2)ホームページで保育内容、給食献立を写真入りデータの毎日更新。
- (3)併設する「子育て広場」事業とともに保護者向け及び地域向け広報誌の発行。
- (4)行事等に地域の方々等をご招待及び高齢者施設を訪問し、園児の演技等披露し交流等実施。
- (5)至誠合同バザー開催。
- (6)第三者評価の受審、結果の公表。(連続15回受審)

2. 市内保育所との協働の取組み、行政等主催の行事に相乗りで実施する取組み

- (1)日野市保育まつり
- (2)保育園のパネル展示 ①日野市保育フェア、②日野市こどもまつり、③日野市産業祭

- (3)「新選組まつり」パレードに親子で参加、
- (4)「さくらの集い」に園児演技披露

このうち、日野市保育まつりについて概要を説明します。

日野市保育まつりは日野市社会福祉法人立保育園連合会が主催する取り組みで、当園は昭和60年、この行事立ち上げの時から中心にかかわり、平成29年度で33回を迎えました。

この行事は市民会館（大ホール・小ホール・展示室・会議室）を借り切り、毎年2月に開催しています。次の四つの柱から構成し、各保育園の園長はじめ保育士・看護師・栄養士等がそれぞれ役割を分担し、6月ごろから準備をはじめています。

1)資料集（カラー約160ページ）の発行

保育所保育指針を中心とした各保育園共通の事業内容を、保育部門・保健部門・食育部門に分けて育児のヒントとなるようにまとめて紹介、会員保育園の事業内容・情報を紹介。市内保育施設の一覧、入園案内等を掲載。

2)展示室

児童の作品展示。写真コンテスト応募作品の展示。資料集に掲載した育児のヒント内容の要点を保育部門・保健部門・食育部門に分けてパネルで紹介。会員保育園の概要をそれぞれパネル1枚にまとめて紹介。

3)ステージ発表

各保育園園児による演技（遊戯・コーラス・和太鼓・マーチングバンド等）、幕間には保育士、看護師、栄養士による活動の紹介。アトラクションでぬいぐるみの登場も。来賓として市長始め市議会議員、地元選出の都議会議員・国会議員のほとんどが参列される中、オープンセレモニーは5歳児の全員合唱から始まります。



取組のポイント

当保育園は市内の小規模の法人・保育園とも共存共栄を図ることを常に考えてきました。

就学前教育施設として一般市民に認識していただく為にはまず現在の利用者に認識を深めていただくことが必要である、と園長たちが共通認識をもち続けてきました。

資料集は 2,300 冊ほど印刷し、参加保育園の保護者全員に無償で配布し啓発活動とします。

取組に要する費用、体制

保育まつりの全費用は約 210 万円（平成 29 年度）ですが、参加保育園 15 園で分担しますので当保育園の負担は 178,000 円（内資料集 110,000 円）。

各保育園が毎年交替で業務を分担し、園長・主任保育士を中心に職員が準備から実施まで担当します。

取組の効果

保護者に保育園の良さを理解してもらうことを目的に啓発活動として続けたことが、職員にとっても保育の喜び、自信につながり、保護者が口コミでご近所に伝えてくれているように感じます。

各保育園の職員が一堂に集まって準備会を持ちますので、保育園間の連帯感が深まり、他の保育園の良さを学び合う機会にもなっています。

保護者が大勢参加するので、日野市長はじめ部課長、市議会議長はじめ市議会議員、地元選出の代議士、都議会議員のほとんどが参加し保育園への認識を深めてくださいます。保育行政の取り組みも深まったと思います。日野市には若い世帯の転入が増加し続けており、人口は約 18 万 5 千人となりました。乳幼児人口はほぼ横ばいで保育園希望者は増加の一途をたどっています。

当園の開設当時定員は 60 人でしたが、希望者の増加に対応して増設してきました。平成 30 年 4 月には 5 つ目の姉妹園が開設予定で、日野市内の当法人 6 保育園合計の定員は 510 人になります。

他の法人もそれぞれに定員数、施設数を増やしてきました。

保育園概要＜平成 29 年 10 月時点＞

定員：100 人（乳児：9 人、幼児：91 人） 在籍児数：118 人（乳児：10 人、幼児：108 人）

職員数：45 人 待機児童数：252 人（平成 29 年 4 月）

なごみこども園
(静岡県浜松市)

子育て複合施設 CIRCUS

保育機能の多面展開による園の社会化

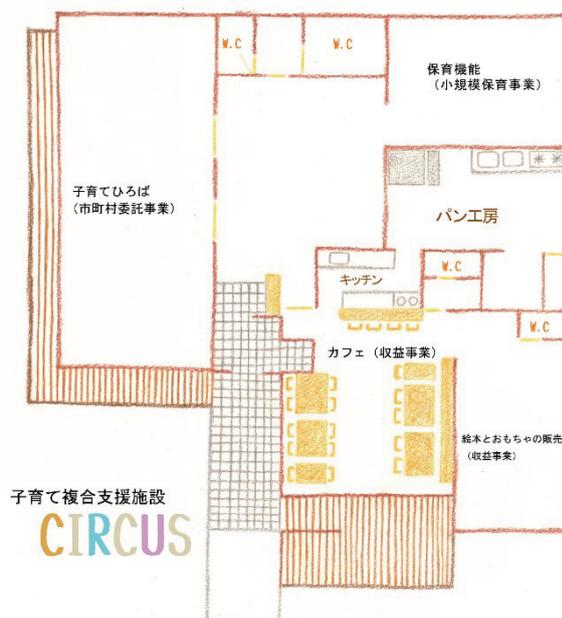
取組をはじめた経緯

少子化が加速度的に進む中、保育園やこども園の果たす役割が増す一方で、待機児童の問題からその機能の多くを就労家庭に限定している現状があります。その結果として0歳～2歳児を育てる未就労家庭やこれから親になる世代、子育てがひと段落した世代にとっては訪れることへの主体的動機を見いだすことが難しいという課題があります。なごみこども園では、これらを解消し、すべての家庭が対象となるよう隣地に子育て複合施設 CIRCUS を創設しました。

取組概要

子育て複合施設 CIRCUS は、就労支援（小規模保育事業）、子育てひろば（市町村委託事業）、カフェ（収益事業）、玩具・絵本の販売（収益事業）が一体となっています。この特徴を活かして様々な世帯が訪れる動機や魅力を創出し、多面的に地域社会と子育て共有する「プラットフォーム」を目指しています。

特に、カフェは現役の子育て家庭はもちろん、学生のようにこれから親になる世代や、子育てが一段落した世代、女子会からママ会まで幅広い世代で利用され飲食という一般性の高い機能は多くの人にとって、本施設が身近なものになるきっかけとなっています。



取組のポイント

収益事業を取り入れることで福祉施設としての色を薄め、一般性の高い、つまり誰もが利用できる保育スキームであるという雰囲気を作り出しています。

取組の効果

本施設が複合施設になる以前の平成25年度の子育てひろば事業の利用者数は、4,365人(328世帯)でしたが、平成26年12月に複合施設化した結果、平成27年度は利用者数21,059人(2,492世帯)、平成



28年度は利用者数22,222人(2,785世帯)と地域の出生児数が減少する中でも飛躍的に利用者数を伸ばしています。

※浜松市北区の出生児数：年間約600人

こども園概要<平成30年2月時点>

定員：135人（乳児：54人、幼児：81人） 在籍児数：143人（乳児：57人、幼児：82人） 職員数：35人

小規模保育事業概要<平成30年2月>

定員：11人（乳児：11） 在籍児数：11人（乳児：11人） 職員数：7人



入園のしおりなどによる情報提供 「親が知りたい情報」を収集し分かり易く説明

取組をはじめた経緯

社会福祉施設としての児童福祉施設の存在こそが、子供たちの保育だけでなく、地域社会や地域文化に寄与しており、保育所の個性的意義を感じることができるものである。保育所が公私を問わず個性的意義があることは必要なことだが、これはあまり認識されていなかった。公立は地域の政策的個性の存在だとしても、民間は、設置主体としての社会福祉法人としての個性がある。ところが、保育所は属している団体に強く規制され、独自の経営方針を主張し、地域にその意思を表出することは時には抑制され、属している団体としての方針に恭順せざるを得ない環境も少なくない。そこには、常に我が国特有の集合的自我の強い社会が根強くある。地方自治体においては、そこに属している自治体によって強い規制を受けながら、自治体も同じ次元の他の自治体との横並び意識を強めている実態があり、行政も民間もすべて個性的であることがむしろ嫌われてきたという経緯がある。福祉施設の情報提供という問題意識は、社会には存在しなかったが、一方、経済界には急速に「安全・安心」といった気運と国民意識の高揚が出始めた。ところが、このような社会の構築といった対象に福祉施設の対応は遅れているという声もあり、社会福祉法の整備によって情報提供を果たすべき努力義務の扉が開けられた。

これと同時に、情報提供の表裏一体として予想される「苦情」に対する解決への道筋も法整備によって果たされた。情報提供の重要な課題は、事が起きてから説明責任を果たすというより、利用者の個別的課題における応答責任が真の情報提供であり、そのためには「親が知りたい情報」を収集して分かり易く説明することとした。

【取り組む必要性】

社会福祉法 第75条 「社会福祉事業の経営者は、福祉サービス(社会福祉事業において提供されるものに限る。以下との節及び次節において同じ)を利用しようとする者が、適切かつ円滑にとれを利用することができるように、その経営する社会福祉事業 に関し情報の提供を行うよう努めなければならない」

2 「国及び地方公共団体は、福祉サービスを利用しようとする者が必要な情報を容易に得られるように、必要な措置を講じるよう努めなければならない」

76条 「社会福祉事業の経営者は、その提供する福祉サービスの利用を希望する者からの申込みがあった場合には、その者に対し、当該福祉サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明するよう努めなければならない」

78条 「常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない」

取り組まなければならない本音はこれらの法律が整備されたからです。

このような状況を認識して以下の内容において提供している。

取組概要

- ① 「ホームページ」
- ② 日々の保育内容を各家庭が写真や動画で閲覧できるというウェブサイトによるシステム
- ③ 入園のしおり
- ④ 園だより
- ⑤ 子育て新聞（年4回発行、100部程度）
- ⑥ 園の概略パンフレット

(1) ホームページの概要

各施設における、

- ・「理念」・「方針」・「教育内容」・「行事の紹介」・「社会貢献」・「施設案内」・「法人会計」
- ・「定款」・「第三者評価受審結果」・「苦情解決」・「採用情報」・「問い合わせ」

(2) 入園のしおりの概要

1. 施設の目的・運営方針
2. 本園の「出席停止・退園・入園の可否
・継続利用の可否」について

I. 社会福祉法人顕真会の概要

1. 法人の概略
2. 施設の概略
 - (1) よいこのもり幼保連携型認定こども園
 - (2) よいこのもり第2幼保連携型認定こども園
3. 教育・保育時間
4. 園舎見取図

II. 教育・保育の内容

1. 教育・保育の理念・基本方針
2. 「よいこのもり認定こども園の教育・保育目標」
3. 保育所の教育と小学校教育との関係性
4. 教育・保育の特徴
 - (1) 運動遊び
 - (2) 平和台探検隊
自然の中で遊ぶ
幼児教育の考え方
 - (3) 年長児キャンプ
キャンプのねらい
 - (4) 自然科学遊び
ソニー科学「科学する心を育てる」への取り組み
5. 行事
 - (1) 年間行事
 - (2) 月の行事
6. 日課（デイリープログラム）

(1) よいこのもり幼保連携型認定こども園

(2) よいこのもり第2幼保連携型認定こども園

7. 登園・降園について

- (1) 登園の時には
0歳・1歳・2歳
3・4・5歳
- (2) 送迎時の入退管理システム
- (3) 駐車場の利用

III. 食事

幼児食

離乳食

離乳食のすすめ方の目安

食育の目標

園でのアレルギーの除去食

給食に関する保健衛生備品の紹介

IV. 防災と安全管理

1. 防災訓練計画
2. 災害時の避難場所指定
3. 防犯訓練計画
4. 万が一に備えて

V. 保健と衛生管理

1. 園児の健康管理
2. 薬について
与薬の間違いを防ぐために
3. 感染症の登園基準
予防接種の重要性
4. 保健・衛生管理
5. 主に利用している病院リスト
6. 誤飲の手当早見表

7. 乳幼児突然死症候群（SIDS）

VI. 家庭との連携

1. 保育料と実費経費等の支払方法
延長保育料・主食費・「一時預かり保育料」等
2. 教育・保育内容情報提供
ウェブサイトによる閲覧
3. 緊急連絡の方法
4. プライバシーの尊重と保護
個人情報保護に関する基本方針
5. 家庭と園との連絡
連絡帳
1～5歳児記入例
0歳児記入例
身体発育曲線
6. ご意見・ご要望受付
ご意見・ご要望をお述べになる機会「苦情解決のための仕組みについて」
7. 職員の研修

VII. 準備物の案内

1. 服装・準備物
2. 名前記載
3. 無料貸出し布団の紹介
4. 敷布団の洗い方

VIII. 子育て支援への取り組み

1. 地域・子育て支援
2. 子育て支援制度
3. ファミリー・サポートセンター
4. 虐待とは
5. チャイルドシート着用

IX. 資料

1. 食中毒について
2. 「病原性大腸菌」とは？
3. 「ノロウイルスによる感染性胃腸炎」とは？
4. 下痢の時（家庭での対応・ケア）
5. 保育用品購入申込書

取組のポイント

親の知りたい内容・苦情解決・解りやすい

- ① 平成10年度に保育所制度が「措置」から「利用」に変わったことは、保護者だけでなく保育所にとっても保育サービスを思索する第一歩となり、これまでの「保育をしてあげている」という関係から、園側は「良質だと思われる保育の提供」と「保護者の知りたい情報の提供」という視点。つまり、保護者自らが園を選択してサービスを利用する、「利用者本位の仕組みの確立」となったことを意識したこと。
- ② 同年、苦情解決が法的措置として図られたことにより、保護者からの意見や要望を活かして本園の職員の職業意識を高めるという前提で、園の持っている情報を可能

なかぎり提供するという意識になったということ。

- ③ この時期から福祉施設全般において家族援助等の対人技術関係についてそこに重きを置く趨勢になってきたことから、施設職員もその学習の必要性が生じ、社会全般に広く説明することを自覚した。特に「入園のしおり」では、言葉やイラスト、写真、図等を用いて、誰にでも解りやすい説明を果たすという意識したこと。以上の3点がポイント

取組に要する費用

すべて内製化しており実費計算は不可

- ① ホームページ作成
- ② 日々の保育内容を各家庭が写真や動画で閲覧できるというウェブサイトによるシステム → ダウンロード
- ③ 「園だより」は掲載内容が多く、枚数もかなり多いために、5年前から電子化して家庭に配布。紙ベースで提供している家庭もある。①②③における制作費用はすべて園で内製化したためにかかったコストは計算されていない。
【CDとケースの費用が200円未満】 → 単価・180円程度 園が負担
- ④ 「入園のしおり」印刷代として → 一冊1,000円程度 園が負担
- ⑤ 地域版・子育て新聞（年4回発行、100部程度） → 一部20円 園が負担
- ⑥ 園の概略パンフレット → 一部40円 園が負担

取組の効果

(1) ホームページの取組の効果 → 効果はあまり見られない

- ① 入園希望する保護者全員に19年間にわたり入所を決めた理由等の根拠を個別にアンケートしているが、入園を決定づけるまでには至っていない。
- ② ホームページは平成10年より作成しているが、この情報を得て本園の利用を決めた保護者は、毎年2~3%しかいないが、利用する前の「下調べ」の際の最低条件となっている。
- ③ ホームページ内で「第三者評価受審結果」を公表しているが、「第三者評価結果」を閲覧して本園を選択したという保護者は、アンケート結果においても皆無であり、第三者評価の意味そのものを知らない。すなわち、不特定多数を対象としたインタ

ーネットの情報において、第三者評価の評価結果によつての問い合わせや、入園の意思決定がなされたということは、現在までない。

- ④ 今の時代において、どの施設でもインターネットで開設しているので、特段、ホームページが利用者にとって有益だったという効果はないが、ホームページを開設していることは利用者にとっては利便性があるとの認識を持っている。特に県外から当該地域に転入してくる家庭や職場異動での転入の家庭にはかなりの効果はある。

(2)「入園のしおり」の取組の効果 → 効果は大きい

- ① 入園希望者の多くは、実際の施設内の環境や職員との対応によつて意思決定される傾向が強い。その際に「入園のしおり」や「重要事項説明書」をもつて説明することによつて入園の意思決定をする傾向がある。訪問された保護者は園の方針や考え、実際の現場を見て保育士の立ち居振る舞い等を考慮して決定するようである。
- ② 入園している各年齢児童の保護者は、園の行事である保護者懇談会開催の招集によつて、年間3回ほど集まる機会があるが、必ず配布された「入園のしおり」を持参することが、ルール化されており、方針の変更や改定された内容等の要旨の説明に修正をくわえて、懇談会の保護者同士の話し合いの資料として使われている。「入園のしおり」に記載された資料内容は、保護者にとっては意義深いとの結果が出ており評価は高い。
- ③ 入園と同時に配布されるので、年度途中において「そんな話しは聞いていない」「なぜそのようなことを求めるのか」というトラブルがほとんど無くなった。

(3)「園だより」による取組の効果 → 効果は大きい

「園だより」は、概して全国的にみて園からの「お願い事」が多くなる傾向が強いと共に園からの一方通行的な記載が多い。子育てに関する保護者の喜び、苦勞、悩み等の生の声を提供してもらっているが保護者間で共有されているためか保護者の反応は良い。保護者参加型の「園だより」は毎月の保育内容等を含めた情報提供としての効果は大きい。紙数が多いので、この情報を配布するときは、園でCDに焼き付けて、毎月「シャトルバス」のように双方で往復している。

紙よりも、CDの方が経費節減と資源節減を図ることができコストパフォーマンスも高い。

(4) ウェブサイトによる取組の効果 → 効果は大きい

静止画と動画を配信している。動画は、その日の活動の様子を短時間に納めており、子供達の一日の様子を見て取れると好評である。静止画は、ほぼ原寸サイズでダウンロードできるため、保護者は成長の記録としても手元に残すことができると喜ばれている。

また、ウェブサイト方式であるため、県外等の遠隔地に住んでいる祖父母にも保護者からパスワード等のセキュリティ情報の連絡が入り、これを利用して、遠隔地においても、保護者と同じように子供たちの様子を閲覧できると評判がよい。

本ウェブサイトは、保護者のみに開放された会員サイトで、静止画や動画の情報は一般公開されない方式がとられている。個人の顔写真掲載時における個人情報の取り扱いにおいては、入所時に保護者に本ウェブサイト掲載の許諾をするか否かの判断を委ね、その判断結果を反映している。

権現乳児保育所概要(平成 29 年 12 月 27 日)

定 員：60 人 在籍人数：63 人（乳児：63 人）
職員数：49 人

よいこのもり幼保連携型認定こども園概要(平成 29 年 12 月 27 日)

定 員：125 人 在籍人数：135 人（乳児：52 人、幼児：83 人）
職員数：37 人

よいこのもり第2幼保連携型認定こども園概要（平成 29 年 12 月 27 日）

定 員：55 人 在籍人数：53 人（乳児：19 人、幼児：34 人）
職員数：22 人

秋葉保育園概要（平成 29 年 12 月 27 日）

定 員：90 人 在籍人数：127 人（乳児：48 人、幼児：79 人）
職員数：40 人

秋葉第2 保育園概要（平成 29 年 12 月 27 日）

定 員：19 人（乳児：19 人） 在籍人数：19 人（乳児：19 人）

職員数：11 人